グローバル・ガバナンス学会

第 15 回研究大会

―学会設立１０周年記念研究大会－

報告要旨集

2022 年 11 月 12 日（土）・13 日（日）

グローバル・ガバナンス学会
開催校：中京大学

＊参加費について

・ 参加費に関しては、学会員は無料です。非会員の学部学生は、学生証の提示をもって参加費無料といたします。
・ 一部のプログラムは「市民公開セッション」とし、参加は無料です。
・ 非会員の市民セッション以外のセッションへの参加は、資料代として 500 円を受付にてお支払いいただきます。

＊会費未納の方へのお知らせ

・ 研究大会・受付でも年会費の納入を受け付けます。
【年会費】一般会員 5000 円　学生会員 2500 円
・ 次の口座に年会費をお振込みいただいても結構です。
ゆうちょ銀行
記号・番号：00800－1－188924（記号 00800　口座番号 188924）
口座名：グローバル・ガバナンス学会
【他行から振込の場合】口座番号：0188924
種類：当座
店名：〇八九（ゼロハチキュウ）

＊会場アクセス

〇「中京大学　名古屋キャンパス」
〒466-8666　愛知県名古屋市昭和区八事本町 101-2

〇名古屋駅からのアクセス
名古屋市営東山線〔藤が丘方面〕 … 伏見駅　… 名古屋市営鶴舞線〔赤池方面〕
…　**八事駅　→　5 番出口**

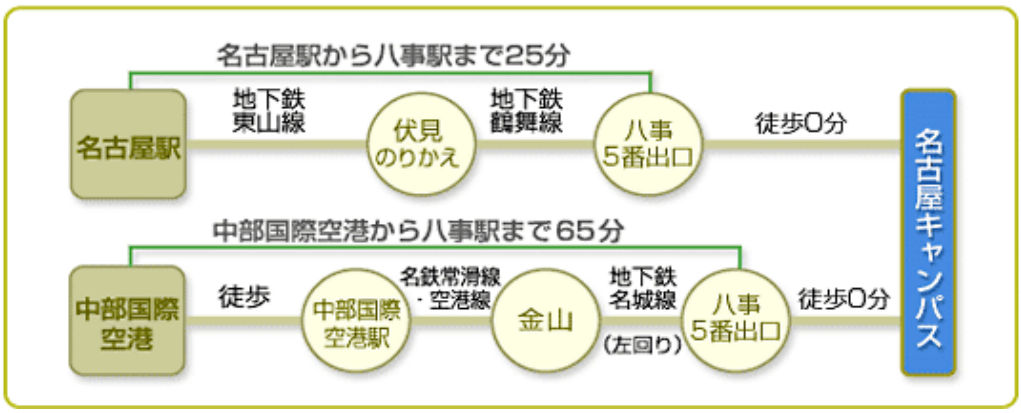

会場アクセス案内について

○「中京大学　名古屋キャンパス」

〒466-8666　愛知県名古屋市昭和区八事本町 101-2

教室について

中京大学名古屋キャンパス **1 号館 6 階**

※6 階まではエレベーターを利用ください

・受付：6 階ラウンジ（161 教室横）

・171 教室：部会１、共通論題１、部会５、共通論題２

・161 教室：部会４、総会、理事会

・162 教室：部会２、部会６

・163 教室：部会３、部会７

・16A 各教室：大会実行委員会　運営

新型コロナ対応について

新型コロナ感染症対策のため、大会へのご参加にあたり、以下の対策にご理解・ご協力をお願いいたします。

- 会場では、常時マスクを着用願います。
- 当日の朝に検温を行っていただき、発熱があった場合や息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、ご参加をお控えください。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合には、ご参加をお控えください。
- 新型コロナウィルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、または地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、ご参加をお控えください。
- 会場となる教室やホール以外への立ち入りはご遠慮ください。
- 会場の教室で「着席禁止のステッカー等が貼られている席は使用せず、隣との距離を確保するようにお願いいたします。
- 手洗いや適切な距離の確保など、会場内での一般的な感染予防にご協力をお願いいたします。
- また、クラスター発生時の濃厚接触者の特定のため、会場内の座席位置を撮影いたします。画像は、大会運営委員会で管理し、2 週間経過後に消去をいたします。

会場にて体調の異変を感じた場合について

速やかに近くの運営スタッフに申し出るようにしてください。また、その場合の対応の流れは以下の通りとなることを承知おきください。

1. 速やかに別室へ隔離をおこないます。
2. 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用します。
3. 運営責任者は、速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し指示を受けます。
4. 保健所への確認後、自宅待機となった場合は、身内の方へお迎えを依頼します。
5. 身内の方が来ることができない場合は、名鉄知多タクシー(名タク)を借用側運営スタッフが手配し、自費にて帰宅して頂きます。

グローバル・ガバナンス学会 第 15 回研究大会のご案内

会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、2022 年度の第 15 回研究大会は、2012 年 3 月設立の本学会にとりまして、記念すべき 10 周年記念大会であるとともに、3 年半ぶりに対面（一部ハイブリッド）での開催になります。万障お繰り合わせの上、ご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。久しぶりにお目にかかる方も多いかと存じます。建設的な議論ができますのを心より楽しみにしております。

学会創設 10 周年を祝し、特別企画といたしまして、本大会の共通論題として「ウクライナ危機と地域ガバナンス」と「経済安全保障のグローバル・ガバナンス」を企画いたしました。いずれも海外の専門家と会場をオンラインでつないで開催いたします。

未だ終息の兆しを見せないロシアによるウクライナ侵攻につきまして、「ウクライナ危機と地域ガバナンス」は東京外国語大学国際関係研究所との共催により、ウクライナ危機を地域ガバナンスの観点から、旧ソ連邦地域、欧州安全保障協力機構（OSCE)、欧州連合（EU）という、地域の構成国や地域機構がこの危機にどのように対応しているかに着目し、研究の最前線で活躍されている日欧の専門家が報告し、討論いたします。

他方、「経済安全保障のグローバル・ガバナンス」は、日本の経済安全保障を取り上げます。経済安全保障推進法が本年 5 月に成立し、2023 年に施行されるのに伴い、半導体など戦略的に重要な物資の供給網を強化し、基盤インフラの防護に取り組む体制を整える、日本としては初めての取り組みが始まります。ウクライナ危機のほか、新型コロナウィルスの世界的流行、深まる米中対立でグローバル・ガバナンスに揺らぎが見える中、日本がどんな対外戦略を展開していくのかを国内外で活躍する専門家と政府当局者、学会員の皆様が報告し、討論いたします。

この度は内閣官房のご協力を賜り、経済安全保障を担当されました滝崎成樹・前内閣官房副長官補兼国家安全保障局次長（現内閣官房 TPP 等対策本部首席交渉官）から同推進法施行に伴う諸課題や対外戦略をご報告いただけることになりました。これを踏まえ、近著『大戦略論－国際秩序をめぐる戦いと日本』で、国際秩序をめぐる戦いが激化する中、日本の「大戦略」（グランド・ストラテジー）の必要性を主張した川崎剛教授（カナダ・サイモンフレーザー大学)、経済安全保障と経済相互依存の両立が課題となる地経学戦略について著書『日本の地経学戦略－アジア太平洋の新たな政治経済力学』で分析された片田さおり教授（米国・南カリフォルニア大学）の海外の日本人研究者お二人と、川口貴久会員がご専門のサイバーセキュリティに関して報告いたします。いずれの共通論題も大変貴重な機会ですので、多数のご参加をお待ちしております。

関係の皆様のご尽力により、久しぶりの対面の研究大会には部会や報告の申し込みが回復いたしまして、活発な議論が期待されます。研究大会の準備に精力的に当たってくださいました企画委員会の西川由紀子委員長、武田健、中村長史の各理事、厳しい状況の中で開催を認めてくださいました中京大学と大会実行委員長の本多倫彬会員、中山裕美理事（国際交流)、足立研幾理事（事務局長)、山本直理事（会計担当)、関係機関の皆様に対し、衷心よりお礼申し上げます。会員の皆様には積極的なご参加を心から期待する次第です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

グローバル・ガバナンス学会会長
中村　登志哉

11 月 12 日（土）
午前の部会セッション（10:00-12:00）

部会１．国連 PKO と平和構築における自由主義の価値を再考する：日本の国際平和協力への政策インプリケーション
会場：171 教室

・ 報告：藤重博美（青山学院大学）「価値脱却時代の国連 PKO：「ニッシュな（特定分野特化型）」貢献への需要の高まりと日本の国際平和協力の交錯？」
・ 報告：キハラハント愛（東京大学）"Evolution of individual legal accountability framework for sexual exploitation and abuse at UN peace operations"
・ 報告：上杉勇司（早稲田大学）「インド太平洋の国際平和活動」
・ 報告：本多倫彬（中京大学）「価値から再考する日本の平和構築支援」
・ 司会兼討論：中内政貴（上智大学）

昼食は、近隣のお店もしくはコンビニをご利用ください。

理事会（12：30－12：50）　161 教室

午後の部会セッション１（13:00-14:30）
部会２．自由論題１
会場：162 教室

・ 報告：井原伸浩（名古屋大学）「信頼概念を用いたシンガポールのオンライン虚偽情報および情報操作防止法(POFMA)の分析」
・ 討論：首藤もと子（筑波大学）
・ 報告：高橋敏哉（松陰大学）「共通の安全保障再考：安全保障の思考方法とグローバル・ガバナンス」
・ 討論：足立研幾（立命館大学）
・ 司会：畠山京子（新潟県立大学）

部会３．自由論題２
会場：163 教室

・ 報告：三上貴教（広島修道大学）「国会審議の中のグローバル・ガバナンス」
・ 討論：奥迫元（早稲田大学）
・ 報告：濵砂孝弘（九州大学）「日米安保体制と集団的自衛権」
・ 討論：前嶋和弘（上智大学）
・ 司会：松村史紀（宇都宮大学）

午後の部会セッション２（**14:45-16:30**）

部会４．人の移動をめぐるグローバルとローカルのポリティックス
会場：161 教室

・ 報告：安藤由香里（大阪大学）「入管収容をめぐるグローバル・ローカルな法制度：ウィシュマ・サンダマリさんの死の背景」
・ 報告：坂東雄介（小樽商科大学）「補完的保護の定義と保護の形態―日本における議論の整理と国際的な議論動向との相違」
・ 報告：岸見太一（福島大学）「入管収容施設におけるローカルポリティクス：認識的不正義論からの分析」
・ 討論：山田哲也（南山大学）
・ 討論：秋山肇（筑波大学）
・ 司会：庄司真理子（敬愛大学）

学会 10 周年特別企画

共通論題１．Ukraine War and the Restructuring of Regional Order

（16:40-18:00）（本学会、東京外国語大学国際関係研究所共催）

（市民公開セッション）

会場：171 教室

Speaker: Dr. Shuhei Mizoguchi (Hosei University)
"The disintegration of the “Near Abroad”: Putin’s imperialism and its backlash in the post-Soviet space"

Speaker: Dr. habil. Cornelius Friesendorf (Institute for Peace Research and Security Policy at the University of Hamburg (IFSH))
"Russia’s war in Ukraine: How the OSCE adapts"

Speaker: Dr. Richard Youngs (Carnegie Europe/Warwick University)
"Has the Ukraine war given rise to a more geopolitical EU?"

Discussant: Hideaki Shinoda (Tokyo University of Foreign Studies)

Discussant: Midori Okabe (Sophia University)

Chair: Yumi Nakayama (Tokyo University of Foreign Studies)

※ 英語によるセッションで、オンライン（登壇者、討論者）を併用したハイブリッド形式で行います。

11 月 13 日（日）

午前の部会セッション（10:00-12:00）

部会５．ウクライナ戦争とグローバル・ガバナンス
会場：171 教室

・報告：浦部浩之（獨協大学）「ウクライナにおける国際選挙監視活動からみえてくる紛争とガバナンスの問題」
・報告：宮脇昇（立命館大学）「「冷戦 ver.2.0」とウクライナ戦争」
・報告：山上亜紗美 (京都府立大学) 「2014 年以降のウクライナ危機と経済制裁―EU の制裁を中心に―」
・司会：臼井実稲子（北海道大学）
・討論：玉井雅隆（東北公益文科大学）
・討論：服部倫卓（ロシア NIS 貿易会）

昼食は、近隣のお店もしくはコンビニをご利用ください。

総会（12:30-13:00）　会場：161 教室

午後の部会セッション２（13:00-14:30）

部会６．自由論題３
会場：162 教室

・報告：田巻宏将（群馬県立前橋清陵高等学校）「日本の国際保健政策と MDGs：国際規範の受容の視角から」
・報告：藤木剛康（和歌山大学）・河崎信樹（関西大学）「「債務の罠」を超えて：一帯一路と IMF コンディショナリティ」
・討論：小川裕子（東海大学）
・司会：小尾美千代（南山大学）

部会７．発展する EU 諸機関の役割
会場：163 教室

・報告：原田豪（神戸大学）「ECJ 判例の及ぼす欧州統合過程への作用」
・報告：福田智洋（早稲田大学）「国際官僚制におけるジェンダーメインストリーミングの結晶化―EU 職員規則を事例として―」
・討論：臼井陽一郎（新潟国際情報大学）
・司会兼討論：河越真帆（神田外語大学）

学会 10 周年特別企画

共通論題２．　経済安全保障のグローバル・ガバナンス（14:45-16:45）
（市民公開セッション）

会場：171 教室

・報告：滝崎成樹・前内閣官房副長官補兼国家安全保障局次長（現内閣官房 TPP 等対策本部首席交渉官）
「経済安全保障と日本の対外戦略」

・報告：川崎剛（カナダ・サイモンフレーザー大学教授）
「日本の大戦略における経済安全保障推進法」

・報告：片田さおり（米国・南カリフォルニア大学教授）
「日本の地経学戦略と地域経済ガバナンス」

・報告：川口貴久（東京海上ディーアール主席研究員）
「経済安全保障とサイバーセキュリティ」

・討論：大矢根聡（同志社大学）

・司会兼討論：中村登志哉（名古屋大学）

※ オンライン（海外在住の登壇者）を併用したハイブリッド形式で行います。

部会１.

国連 PKO と平和構築における自由主義の価値を再考する：日本の国際平和協力への政策インプリケーション

【主旨】

近年、大国間関係の緊張が再燃するなか、国連安保理内、特に常任理事国（P5）間の対立も顕著となってきた。国連 PKO に関する安保理決議も、採択されたとしても、自由主義の価値を全面に押し出すことは容易ではなくなっている。たとえば、2000 年代以降の国連 PKO を支える中心的な理念となってきた「文民の保護」についても、最近では人権擁護の主張に対して慎重な立場をとる中ロに配慮し、より政治的物議を醸さないような形で採択されることが増えた。こうした変化を念頭に、本セッションでは、（１）冷戦後、紛争後国家に自由主義を敷衍する役割を担ってきた国連 PKO・平和構築における「価値」の意味を再考するとともに、（２）国連 PKO や平和構築において西洋由来の自由主義の反映が難しくなった現在の状況下、自由主義を封じながらもアジアの一端にある日本の国際平和協力の役割――という二つの点に注目しつつ、議論をすすめる。

部会１．国連 PKO と平和構築における自由主義の価値を再考する：日本の国際平和協力への政策インプリケーション

価値脱却時代の国連 PKO :「ニッシュな（特定分野特化型）」貢献への需要の高まりと日本の国際平和協力の交錯？

藤重博美（青山学院大学）

近年の大国間関係の再燃に伴い、国連安保理常任理事国（P5）間の対立が顕著になっている。国連 PKO に関する安保理決議においても、特に中ロが消極姿勢を示す自由主義の価値を全面に押し出しにくくなっており、「価値脱却化」が進む。加えて、近年の国連 PKO の危険性の高まりを受け、特に先進国が大規模な部隊派遣を消極的になっていることもあり、近頃の国連 PKO では「ニッシュな（特定分野特化型）」貢献の増加が目立つ。「ニッシュな」国連 PKO への貢献は、PKO の活動の枠組みの外側からの間接的な支援として実施される場合が多く、かつ、特定の（特に技術的な）分野に特化した支援である。具体的な例としては、米国の Global Peace Operations Initiative の枠組みでの（特に Global South の）PKO 要員への訓練実施や、カナダによるアフリカの PKO に対する航空輸送能力の提供などが挙げられよう。こうした「ニッシュな」国連 PKO への貢献を検討するにあたり、本報告では日本の事例を取り上げる。日本の国際平和協力は四半世紀に渡り施設部隊（工兵隊）を中心とする数百人規模の部隊派遣を中心としてきたが、2017 年の南スーダンからの撤退以降このような部隊派遣は難しくなった。他方、2010 年代の半ば以降、日本の国際平和協力は急速に「ニッシュ化」が進み、アフリカやアジア諸国への工兵部隊の訓練のほか、通信や医療分野など、技術的な能力構築支援に軸足を移している。だが、こうした変化は、国連 PKO の「価値脱却」の傾向を裏付ける証左としてみるべきなのか。それとも、自由主義の価値を敷衍するという冷戦語の国連 PKO の役割は、形を変えながらも「ニッシュな PKO」の中に生き続けているのか。本報告では、日本の事例を検討しつつ「ニッシュな PKO」の台頭は国連 PKO の「価値脱却」傾向を示すものなのかについて、検討する。

部会１．国連 PKO と平和構築における自由主義の価値を再考する：日本の国際平和協力への政策インプリケーション

Evolution of individual legal accountability framework for sexual exploitation and abuse at UN peace operations

Ai Kihara-Hunt（University of Tokyo）

Certain big powers' careful attitude toward human rights and the rule of law has not become an obstacle for the UN's move to pursue prevention and comprehensive accountability for sexual exploitation and abuse (SEA) by peace operations personnel. There are two aspects to this.

One is that the UN is strengthening its mechanisms to not only punish individual wrongdoers but also to address victims' rights. The UN has started to establish community-based mechanisms to enable two-way communication with the actual and potential victims. It has also improved transparency by making a lot of information about SEA incidents, including the nationality of the wrongdoer, available to the public. Leadership accountability is another area of focus. These changes have not faced major challenges by those big powers that do not share liberal values.

The other aspect is that recent UN reform in the area of SEA expanded its focus from prosecution of individuals for sexual crimes to focusing on victims' rights, including by providing economic assistance to actual and potential victims. This means that the focus has shifted away from legal accountability focus for serious crimes, which may be interpreted as moving away from that aspect of human rights. It is possible that this made some big powers support, or at least not to object against, the recent UN reform in this area.

In that case, Japan, which places itself in the middle of States with liberal values at their cores and States that are skeptical about liberal values, may have a good role to play.

部会１．国連 PKO と平和構築における自由主義の価値を再考する：日本の国際平和協力への政策インプリケーション

インド太平洋の国際平和活動

上杉勇司（早稲田大学）

今日、アジア諸国を中核に、インド太平洋という地域概念が脚光を浴びている。そこで本稿では、アジア諸国を内包するインド太平洋に焦点を当て、同地域の主要な平和活動を横断的に分析し、その流れのなかでの、日本の国際平和協力政策の展望を論じる。

インド太平洋という海域や航路を含む概念の再認識は、ユーラシア大陸に加え、太平洋からインド洋に至る広大な領域を包含する視点を与えてくれる。域内には、多くの領土・領海をめぐる係争が存在するが、本稿では、それらを計量的に分析することはしない。インド太平洋を東南アジア、南アジア、南太平洋の三地域に分け、各地域の事例を比較することで、一定の地域特性を導き出すことを目指す。

平和構築とは、内戦や武力紛争を経験した地域が、その後の「平和」を取り戻す過程だ。平和構築を目的として、国連や地域機構などの第三者が、紛争当事者間に介入する組織的な取り組みを平和活動と呼ぶ。国連平和活動には、平和維持活動（Peacekeeping Operations: PKO）と特別政治ミッション（Special Political Missions: SPM）がある。本稿では両者を分ける場合には、PKO や SPM を用い、両者を区別しない場合には、国連平和活動と記す。なお、平和の概念は多義的なため、本稿では厳密に定義しない。

本稿では、以下の平和活動の事例を射程に入れる。まず、国連主導の平和活動に焦点を当てる。具体的には、国連平和活動が展開したカンボジア、東ティモール、ネパール、アフガニスタンを分析対象とする。次に国連以外の第三者が主導する平和活動として、アチェ（インドネシア）、ミンダナオ（フィリピン）、ブーゲンビル（パプアニューギニア）、ソロモン諸島を取り上げる。さらに、インド太平洋の地域大国である中国やインドの存在にも光を当てるため、平和活動が展開されることなく内戦が終結したスリランカの事例も扱う。内戦が続くミャンマーには、いまだに平和活動は組織されておらず、平和構築の端緒が開けたとはいえないが、同様の理由で考察に含める。

以上から導き出されるインド太平洋地域の特徴を踏まえたうえで、これまでの日本の国際平和協力政策は、どのような位置づけがなされ、今後は、どのように展開していくべきなのかを論じる。

部会１．国連 PKO と平和構築における自由主義の価値を再考する：日本の国際平和協力への政策インプリケーション

価値から再考する日本の平和構築支援

本多倫彬（中京大学）

冷戦後に取り組まれてきた自由主義的な制度を社会・国家に根付かせようとする平和構築支援の試みは、失敗として歴史に記憶されようとしている。紛争に対処してきた平和構築支援の行き詰まりが明確になる一方で、当然ながら紛争が減少するわけでもなく、平和構築の要請は依然として存在する。こうしたなかで、ローカルな制度や価値を、リベラルな制度や社会規範に接ぎ木するハイブリッドな平和構築のあり方が模索されている。それではハイブリッドな平和構築とは何か。またそれはどのような形で形成されうるものなのだろうか。

本報告ではこの問いに立ち、日本の平和構築のアプローチを再考することで、ハイブリッドな平和構築を考えたい。日本は西欧中心の民主主義諸国の一員として、自由主義的な価値観の側にある。他方で日本は、欧米先進諸国が掲げる自由主義とは明らかに異なる社会規範を有している。実際に平和構築のみならず開発援助においても、自由主義を標榜しつつ権威主義的制度や規範と折り合いをつけながら歴史的に展開してきた二面性をもっている。

日本のアプローチに含まれるこのような二面性は、特にアジア地域で日本が展開してきた平和構築支援において、基本的には自由主義的な価値観を基軸としながらも非自由主義的なものを容認してきた。それは現地の価値や制度を取り込む形としてではなく、自らにも内在する非自由主義的な価値を背景に、自由主義的な制度を接ぎ木した仕組みを現地に展開しようとするものだった。こうした特性を持つ日本の平和構築支援のアプローチを、とくにそこに内在する価値に焦点を当てて検討することでハイブリッドな平和構築の示唆を導出する。

部会２．自由論題１

信頼概念を用いたシンガポールのオンライン虚偽情報および情報操作防止法(POFMA)の分析

井原伸浩（名古屋大学）

いわゆるフェイクニュースや偽情報は、政府や諸制度の信頼性を蝕むことがしばしば問題視される。2019 年にシンガポールで成立・施行されたオンライン虚偽情報および情報操作防止法(POFMA: Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act)の成立・履行過程でも、与党人民行動党(PAP: People's Action Party)の閣僚らがこれを繰り返し強調し、同法を正当化した。実際、POFMA の規制対象の一つに、政府、国家機関、法定機関やその一部による義務/機能/権力行使に対する公衆の信用を低下させる虚偽情報が挙げられている。一方、これでは政府や政府系機関に対する何らかの批判が、公衆の信用を低下させるものとして規制され得るとの指摘も多い。

本報告は、フェイクニュース/偽情報と信頼の関連性についての理論的・実証的知見を用いて、POFMA の制定・履行過程を分析する。具体的には、①フェイクニュース/偽情報が、政府や機関等の信頼性に与える影響についての理論的・実証的研究を整理する。さらに、②信頼に関するいかなる論理で、PAP の閣僚・議員らが POFMA を正当化してきたかや、同法にいかなる批判がなされたかをまとめる。そのうえで、③そうした POFMA の正当化や批判が、信頼に関する既存の研究に照らして、いかになる意味で則っているか、あるいは逸脱しているか（ユニークか）考察する。

この分析から、主に以下の点を指摘する：PAP の閣僚・議員らは、既存の理論的・実証的知見にある程度則った論理で POFMA を正当化してきた；ただし、シンガポールに関して言えば、政府や政府系機関に対する信頼が、虚偽情報によって大きく浸食されたわけではない；つまり、信頼の浸食という実害が明らかでないまま、POFMA は成立している；皮肉にも POFMA の履行のありかたが、政府への信頼に悪影響を及ぼす事態も見られる。

部会２．自由論題１

共通の安全保障再考：安全保障の思考方法とグローバル・ガバナンス

高橋敏哉（松陰大学）

グローバル・ガバナンスにおける安全保障を特徴付けるものは何か。従来、グローバル・ガバナンス論では、主に非伝統的安全保障課題である核不拡散やテロリズムに関するレジーム形成、また脱国家的な人間の安全保障が議論され、そのイッシュー自体を特徴として、政策と研究の領域も画定されてきた傾向がある。一方、国家間戦争・紛争や同盟等、伝統的な国家間の安全保障課題は、力の均衡や抑止、また強制外交といった概念の下に議論され、グローバル・ガバナンスの安全保障と伝統的な国家間安全保障はそれぞれが排他的な領域とされてきた。しかし、この 2 つの安全保障領域に連続性は無いのであろうか。

安全保障理論の背景にある思考方法に着目し、その学術議論と政策の歴史を振り返る時、再度注目されるべき概念として、80 年代から 90 年代にかけて見られた共通安全保障(Common Security)と協力的安全保障 (Cooperative Security) が指摘できよう。この 2 つは、思考レベルから安全保障の転換を目指すものであり、恐怖による抑止や抑制を基礎に置く同盟や集団的安全保障に代わるものとして提示され、国家間の伝統的安全保障思考の限界を指摘しながら、新たな制度的成果を欧州や ASEAN にもたらした。しかし 21 世紀に入り、日本を始め多くの国が国家安全保障を政策として導入する中で、この 2 つの思考の転換がもたらした国家間安全保障の成果が失われつつある。

本発表は、1982 年のパルメ委員会による共通の安全保障に焦点を当て、その論理を再検証し、グローバル・ガバナンスとの関係において議論の再構築を行う。共通の安全保障は思考方法の転換と政治過程の重要性を示すもので、国家間の核抑止の限界を指摘するものであった。しかし同時に、そこでの「共に（with）行う安全保障」への転換の試みは、今日においてはグローバル・ガバナンスの特徴とも繋がるものである。グローバル・ガバナンスの安全保障と伝統的な安全保障は思考の転換により連続し得るものであり、そこに前者の安全保障領域を拡大させる論理的な智慧を指摘し得るものなのである。

部会３．自由論題２

国会審議の中のグローバル・ガバナンス

三上貴教（広島修道大学）

日本の首相は、学問分野の専門用語を平気で誤用する。リアリズム、公共財、積極的平和など、大学で国際関係分野を講義する学者であれば、誤りとする意味でも平然と使う。言論の府である国会は、国際問題に関して一体どのような議論を展開しているのだろうか。学問的な議論が国会において重視されていない可能性もある。その背景として、社会における学究活動の存在感の軽さがあるのかもしれない。あるいは政界と学界の相互作用の欠如も背景かもしれない。国会は、憲法で規定されているように国権の最高機関である。国政の多岐にわたる課題を議論している。学者もそこに加わることを妨げられているわけではない。本学会の「グローバル・ガバナンス」も国会で初めて用いたのは議員ではなく、学者であった。

国民を代表する言論の府におけるグローバル・ガバナンスへの言及を網羅的に取り上げたい。国会審議は会議録が充実している。したがって本学会に関わる語句を検索することも容易である。本報告においては、グローバル・ガバナンスという語句そのものの言及を分析対象とする。2022 年 6 月 12 日段階において、40 件の該当会議録を確認することができた。隣接分野ともいえる「国際政治学」は 170 件であった。40 という数値は、量的な分析を加えるには十分とは言えない。むしろ質的に内容を確認しながら分析を加えることに適している。「国際政治学」もそうした分析がまだ可能である。しかし「経済学」となると、5068 件の言及があって量的に取り扱わざるを得ない数である。日本社会に存在する学会として、日本の国権の最高機関がどのようにグローバル・ガバナンスを用いているのか、詳細な分析が可能なこの段階で明らかにしておきたい。

本報告は、仮説検証的な分析を企図しているわけではなく、現時点における「グローバル・ガバナンス」の国会における登場の記述が中心となる。しかしながら、その記述を通して浮かび上がる実相を捉えておくことの意義は、決して小さくないはずである。

部会３．自由論題２

日米安保体制と集団的自衛権

濵砂孝弘（九州大学）

日米安保条約の締結から七〇年が過ぎた。この間、日米安保体制は持続と変容を遂げつつ、同盟の実質化が進み、アジア太平洋地域の安全保障に不可欠な国際公共財とも評されつつある。

他方、日米安保体制に連綿と横たわる難題として、その法的正統性の問題が指摘できる。安保体制は、対外的には国連憲章との関係性が、国内的には憲法九条との整合性が問われ続けてきた。そして、その両者を架橋する論点が集団的自衛権の問題である。

そもそも、国際環境の変容に対応するなかで、憲法九条を与件とする日米安保条約の立法事実と、その実態との乖離が拡大し続け、そのことに運用面で弥縫策を講じてきたのが日米安保体制を貫く一つの歴史といえる。そして、冷戦後の安保体制のグローバル化に伴い重要な政治争点へと顕現化してきた集団的自衛権の問題は、まさにこの両者の乖離を体現する形で、日米安保体制の法的正統性という難題を浮き彫りにしている。このように、集団的自衛権の問題は今後のさらなる日米安保体制の維持強化を考える上で、避け難い検討課題である。

そこで本報告では、以上のことを念頭に置きつつ、日米安保体制が確立する経緯に立ち戻り、講和・安保交渉、安保改定、沖縄返還という三つの重要局面と集団的自衛権との関わりを素描したい。

先行研究では、憲法学及び国際法学の分野で国会会議録の分析に基づいて政府の集団的自衛権解釈史が考察され、その研究成果を参照する形で日米安保体制に関する政治外交史研究が展開されてきた。これに対して本研究では、以上の研究動向のため未解明となっている集団的自衛権解釈の形成をめぐる政治外交史を、主要な日米交渉と結びつけて実証的に検討したい。日米安保体制の草創期、政府当局者がいかにしてその法的正統性を確保しようとしたのか、彼らの営為と限界を辿ることで、安保体制が確立する一断面を示しつつ、その現在の特質を逆照射することが本報告の目的である。

部会４.

人の移動をめぐるグローバルとローカルのポリティックス

【主旨】

2022 年度のグローバル･ガバナンス学会の開催地が名古屋であることに鑑み、開催地名古屋の出入国在留管理局の施設に収容中のスリランカ国籍の女性、ラスナヤケ・リヤナゲ・ウィシュマ・サンダマリさんが 2021 年 3 月に死亡した事件について、法、政治、文化、人権、人道など、多様な視点から検討することを目的に企画した。

ウィシュマ・サンダマリさんは、2017 年 6 月に留学のため日本に入国していた。千葉県内の日本語学校に通ったが、翌 2018 年 2 月ごろから欠席が目立つようになり、6 月に除籍された。難民認定申請をして一時的にビザを得たが更新できず、2019 年 1 月から不法残留の状態になった。このとき、難民申請を取り下げたと報じられている。2020 年 8 月に同居者からの暴力に耐えきれず交番に駆け込むが、名古屋出入国在留管理局の施設に収容されることになった。当初、帰国を希望したが、新型コロナの影響で叶わなかった。

2021 年 1 月ごろから体調の悪化がみられ、体調不良を訴え続けていたが、適切な治療を受けることができないまま亡くなった。体調の悪化に伴い仮放免の申請を行うも、1 度目は不許可、2 度目は可否の判断がされなかったと報道されている。2021 年 2 月には外部の病院での診察を受けたが 3 月 6 日に亡くなった。

こうした状況から、法制度や入国管理行政のみならず、入国警備のあり方、入国警備官の収容者への対応などについて、一方で各国に共通する要素として国際人権や人道規範の観点から、もう一方で、極めて国内的かつ文化的な要素として日本特有の入国管理や入国警備のあり方について考える必要がある。

出入国在留管理庁によると、2021 年末時点で日本における中長期在留外国人数は 246 万 4,219 人、特別永住者数は 29 万 6,416 人で、合わせて 276 万 635 人の在留外国人が存在している。2019 年に外国人労働者の受け入れに関する改正法が施行され、日本でも在留外国人に関する関心が高まりを見せている。人の移動に伴い、受け入れ側の社会にも様々な変化が求められ、日本でも出入国管理や入国警備をめぐっても議論すべき課題が山積している。本部会では、こうした日本の現状をふまえ、3 名の報告者を迎え、グローバルとローカルの視点から議論する。

部会４．人の移動をめぐるグローバルとローカルのポリティックス

入管収容をめぐるグローバル・ローカルな法制度 ： ウィシュマ・サンダマリさんの死の背景

安藤由香里（大阪大学）

本報告では、入管収容をめぐるグローバル・ローカルな法制度を検討する。その具体的な事例として、ウィシュマ・サンダマリさんの死の背景をみていく。在留資格を有さない非正規滞在者は、国際人権条約（グローバルな法）では、難民認定申請者と難民認定申請者でない者、あるいは特別の保護が必要な者との間で保護の内容が大きく異なっている。しかし、日本の国内法（ローカルな法）では、出入国管理権限は、国家主権に基づく国家の裁量の問題であるとするため、保護の内容は原則的に異ならない。そうした取扱いの根拠となっているのが 1978 年のマクリーン事件最高裁判決である。

ウィシュマさんは、留学の在留資格を喪失した後も在留し続けたため、非正規滞在者となり入管収容された。彼女は元交際相手からスリランカへ帰国したら、ひどいめにあわせると入管収容施設に届いた手紙で伝えられたため、当初はスリランカ帰国を希望していたが、おびえて帰国できなかった。この点、グローバルな法では、国連難民条約上の「特別の社会的集団の構成員」としてノン・ルフルマン（追放・送還禁止）原則が適用される可能性が排除できない。その場合、スリランカ政府（具体的には警察）が、ウィシュマさんを保護しない、あるいはその能力がない場合、私人による迫害をうけるおそれでも難民として保護される可能性があるからである。また、ローカルな法では、法務省の通達で、DV 被害者は仮放免がされるはずである。ウィシュマさんは DV 被害者であったので、仮放免されるべきであったが、仮放免はなされなかった。

以上のような視点からグローバルな法とローカル法について検討する。

部会４． 人の移動をめぐるグローバルとローカルのポリティックス

補完的保護の定義と保護の形態―
日本における議論の整理と国際的な議論動向との相違

坂東 雄介（小樽商科大学）

2021 年に国会に提出され、結果として成立が断念された入管法改正案には様々な問題が胚胎していたが、その 1 つが補完的保護の規定である。補完的保護は偶然にもロシアのウクライナ侵攻によって生じた(日本政府の表現を借りれば)「避難民」の保護をめぐっても注目されている。この文脈では、補完的保護は、難民には該当しないが同様の状況にある者を人道上の理由により保護する仕組みと理解されている。しかし、補完的保護を人道上の理由による在留特別許可と捉える見解、ノンルフルマン原則と捉える見解も従来から存在している。本報告では、国際的な議論動向では「補完的保護」がどのような意味で用いられているのかを明らかにし、日本における「補完的保護」の理解が、国際的な議論動向とどのような差異があるのかを明らかにする。

国際的な議論では、補完的保護の対象者は、国際的保護の必要性がある者と解されている。そして、その保護の必要性は、国際人権規範が定めるノンルフマン原則に照らして判断する。実際の保護内容は、在留以外にも、市民的・政治的権利、社会的・経済的権利、家族結合も保障される。

上記の整理に即して日本の議論動向を見ると、補完的保護は、人道に基づく在留特別許可とは言い難い。ノンルフマン原則と捉える見解は、保護対象の問題としては適切であるが、保護内容はノンルフルマン原則以上のものを含むため十分なものではない。

さらに、入管法改正案の補完的保護制度は国際的な議論動向から大きく乖離している。まず、迫害を要件とし、国際的な保護の必要性を意識した規定とは言い難い。国際人権規範に基づくノンルフマン原則との関係も明らかではなく、人道上の理由による難民保護との差が意識されていない。また、改正案では在留を認めることは規定されているものの、その他の権利保障については白紙である。

今後、法案が再提出されることが予想されるが、国際的な議論動向を意識した法案であることが望まれる。

部会４．人の移動をめぐるグローバルとローカルのポリティックス

入管収容施設におけるローカルポリティクス：認識的不正義論からの分析

岸見太一（福島大学）

2021 年 3 月、名古屋入管においてスリランカ出身のウィシュマ・サンダマリさんが亡くなった。本報告は、この事件のような収容施設内での医療放置問題の背景にある構造的問題を、哲学、心理学、社会学、行政学などの学際的な知見を用いて明らかにすることを目的とする。

入管収容施設を含む拘禁施設においては、収容者の切実な訴えはしばしば無視される。たとえば、アメリカのダーラム群拘置所では、2016 年に、収容されていた黒人男性が、持病の糖尿病とてんかんの十分な治療を受けることができずに収容所内で 29 歳の若さで死亡している。この男性は医療措置を繰り返し訴えていたが、看守は、彼はたんなる「泣虫」だとみなし、とるにたらない訴えだと無視していた。

この事件とウィシュマさんの事件は似ている。二つの事件では、収容者本人が適切な医療措置を繰り返し訴えたにもかかわらず、その訴えの信憑性が職員によって疑われ、その結果、収容者が死亡している。

入管施設の収容者の訴えはなぜ信用されないのだろうか。これらの事件の背後には、拘禁施設(入管収容施設、刑務所、拘置所)の収容者が直面するある共通の社会構造が存在しているように思われる。本報告では、この社会構造の輪郭とその解消に向けた対処策を、拘禁施設の収容者と現場で働く職員との関係性に特に焦点をあてながら、哲学、心理学、社会学、行政学の知見を用いて考察したい。

学会 10 周年記念企画

共通論題１．Ukraine War and the Restructuring of Regional Order

（16:40-18:00）（東京外国語大学国際関係研究所共催、市民公開セッション）

【主旨】

2022 年 2 月のロシアの軍事侵攻によって始まったウクライナ戦争は依然として収束の兆しを見せない。この間、G7 を中心とした国々による対ロシア制裁や北欧 2 カ国の NATO 加盟承認などの事態を経て、世界は分断の危機に瀕している。そのような中で、ロシアと政治、安全保障、経済、エネルギー等あらゆる分野で密接な協力関係を構築してきたヨーロッパ諸国はロシアとの関係の再考を迫られており、その影響が地域秩序に及んでいることは言うまでもない。ヨーロッパ地域もまた分断に向かってしまうのだろうか、それとも分断を回避することができるのだろうか。

本パネルは、旧ソ連邦地域、欧州安全保障協力機構（OSCE）、ヨーロッパ連合（EU）という３つの地域秩序を取り上げ、地域の構成国や各地域機構がいかにして今般の危機に対応しているのかを明らかにし、上記の問いに迫る。

※ 英語によるセッションで、オンライン（登壇者、討論者）を併用したハイブリッド形式で行います。

Chair：Yumi Nakayama（Tokyo University of Foreign University）

Speaker: Dr. Shuhei Mizoguchi（Hosei University）
The Disintegration of the “Near Abroad”: Putin’s Imperialism and Its Backlash in the Post-Soviet Space

Speaker: Dr. habil. Cornelius Friesendorf（Institute for Peace Research and Security Policy at the University of Hamburg (IFSH)）
Russia’s war in Ukraine: How the OSCE adapts

Speaker: Dr. Richard Youngs（Carnegie Europe/Warwick University）
Has the Ukraine war given rise to a more geopolitical EU?

Discussant: Hideaki Shinoda (Tokyo University of Foreign Studies)
Discussant: Midori Okabe (Sophia University)

学会 10 周年記念企画

共通論題１．Ukraine War and the Restructuring of Regional Order

The Disintegration of the “Near Abroad”: Putin’s Imperialism and Its Backlash in the Post-Soviet Space

Shuhei Mizoguchi
Hosei University

Since the disintegration of the Soviet Union, Russia has called the post-Soviet states as the “near abroad” and given them the highest priority in its foreign policy. This reflects Moscow’s intentions to secure its own interests in this region. Russia’s invasion of Ukraine, however, has dramatically changed the relations between Russia and other former-USSR countries. While Russia has made efforts to win these countries over to its side through a series of summits with them since the very beginning of the war, its attempts have not been successful. Some countries, such as Armenia, has criticized Russia for its role in CSTO, the Russia-led military alliance. Even Kazakhstan and Belarus, longtime friends of Russia, have adopted a subtle attitude toward Russia’s invasion of Ukraine, trying carefully to avoid international condemnation. Thus, one of the biggest impacts of the Russo-Ukrainian war will be the erosion of Russia’s power in the post-Soviet region.

In this presentation, I will overview Russian foreign policy toward the “near abroad” and its role in this region after the collapse of the Soviet Union. Then, I will assess the impact of the war in Ukraine on the post-Soviet space by analyzing Russia’s approach to its neighbors and their reactions to it.

学会 10 周年記念企画
共通論題１．Ukraine War and the Restructuring of Regional Order

Russia’s war in Ukraine: How the OSCE adapts

Dr. habil. Cornelius Friesendorf
Institute for Peace Research and Security Policy at the University of Hamburg (IFSH)

Russia’s war of aggression against Ukraine poses a threat to the very existence of the Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE). While violations of OSCE commitments by states have increased since the heydays of the OSCE in the 1990s, Russia’s recent violation of nearly all OSCE core principles is unprecedented. In the immediate aftermath of 24 February 2022, the prospects for the OSCE to survive seemed slim. Subsequent developments revealed the ability of the OSCE to adapt, however. This presentation identifies mechanisms of adaptation with focus on how to deal with Russia, including bypassing Russia (such as by funding activities in Ukraine without Russia’s consent), isolating Russia without excluding it (through the no business as usual policy), and increased engagement in areas of common interest (such as Afghanistan-related programs in Central Asia). The analysis suggests that in order to understand how international organizations adapt to environmental change, we need to take a systems perspective. Such a perspective acknowledges, at a minimum, the preferences of governments as key push and pull factors shaping how IOs adapt while also taking seriously the agency of institutions such as the OSCE Secretariat and institutions.

学会 10 周年記念企画
共通論題１．Ukraine War and the Restructuring of Regional Order

Has the Ukraine war given rise to a more geopolitical EU?

Richard Youngs
Senior Fellow, Carnegie Europe
Professor of International Relations, Warwick University, UK

While the invasion of Ukraine has triggered far-reaching changes to EU foreign and security policy, it is not clear whether it has put the EU on course to be a more geopolitical actor. The EU is becoming more concerned with its own defence and in reaching out to build alliances with democracies like Japan. But in some ways the EU still seeks to avoid geopolitical action rather than putting this at the heart of foreign and security policies.

部会５.

ウクライナ戦争とグローバル・ガバナンス

【主旨】

本セッションはウクライナ情勢について検討するものである。主に本セッションでは①ウクライナの民主化②2014 年以降のウクライナ情勢に対する紛争防止アプローチ③2014 年以降のウクライナ情勢に対する対ロシア制裁について示す。それを基に 2022 年に発生したロシアのウクライナ侵攻についての各国の対応について検討を行う。なお現在も大きく情勢が変化しているため、内容が大きく変更される可能性がある。

部会５．ウクライナ戦争とグローバル・ガバナンス

ウクライナにおける国際選挙監視活動からみえてくる紛争とガバナンスの問題

浦部浩之（獨協大学）

国際的な選挙監視活動は、民主主義的な選挙の実現を支え、選挙結果の正当性を国内外に証明するとの重要な機能をもつ。とりわけ紛争終結直後に PKO の一環で行われる選挙監視活動は、国家再建や和平の定着に大きく役割を果たしうる。このように考えたとき、数回にわたる選挙監視が継続的に実施され、民主主義の定着に一定の成果があった場合、当該国は選挙監視を行うべき対象から「卒業」することも想定されよう。だが、2022 年に勃発したウクライナとロシアの武力紛争は、これとはまったく別の点で、選挙監視活動のもう一つの意義を浮き上がらせた。つまり、2019 年のウクライナ大統領選挙で欧州安保協力機構（OSCE）の選挙監視団が選挙の公正性の「証人」となったことは、ロシアによるゼレンスキー批判の論理破綻を一定程度、傍証する副次的効果をもっている。紛争に陥る危険性を内包する国において選挙監視を継続的に実施することには、民主主義的な選挙の遂行力を備えているか否かとは別次元の意義があるのかもしれない。

ウクライナでは 1998 年以来、OSCE による選挙監視が繰り返され、少なくとも手続き的な民主主義の質は前進した。ただ、選挙監視をめぐっては、2014 年の大統領選挙ではロシアは選挙の正統性そのものを否定し選挙監視員の派遣を見合わせた。他方 2019 年の選挙ではウクライナ側がロシア国籍の選挙監視員の受け入れを法律で禁じ、このことは OSCE からも批判された。ロシアとウクライナの対立は、選挙監視をめぐって燻り続けてきた。報告者は 2014 年と 2019 年に計 4 回、OSCE のウクライナ選挙監視団に参加している。その経験もふまえ、本報告ではウクライナにおける選挙監視活動の実情を紹介し、選挙監視活動が果たしてきた役割、なお残されている課題をマイダン革命以降の政治的緊張にも注意を払いつつ検討したい。

部会５．ウクライナ戦争とグローバル・ガバナンス

「冷戦 ver.2.0」とウクライナ戦争

宮脇昇（立命館大学）

ロシアが G8 資格停止となった 2014 年以降､欧米とロシアは冷戦 ver.2.0 に突入したと評される（例えば、山内昌之）。20 世紀の冷戦（冷戦 ver.1.0）と 21 世紀の冷戦の間の「冷戦間期」に合意された軍縮・経済枠組みの多くは、ウクライナ戦争で機能低下に追い込まれた。モーゲンソーはかつての「戦間期」の前半たる 1920 年代を pactmania（協定狂）の時代と評した（Morgenthau 1951）。これは、1990 年代の START, CFE､CTBT（未発効）等の軍備管理合意の多産の時代に類する（宮脇 2021a）。

現状打破勢力としてのロシアに対して欧州の安全保障構造が機能しなかったのはなぜか。この問いに対して、冷戦 ver.2.0（定義、ver.1.0 との比較、戦略論）の観点をふまえて、ウクライナ戦争に到る外交と制裁が失敗するべくして失敗した背景を考える。

現状維持勢力（NATO）と現状打破勢力（ロシア）に単純化した際に、
北大西洋理事会等の枠組みは現状打破勢力を満足させるものではなかった。もともとロシアは 20 世紀の冷戦の敗者としての意識は薄く、しかし失われたソ連の勢力圏に対する安全保障上の懸念は続いていた。エリツィンは CSCE の機構化によって「NATO に上位する OSCE」というモデルを提案したが西側に無視された。結果的にアメリカの圧倒的軍事力を担保とする「拡大 NATO」が欧州の「ラテン半島」（C シュミット）からバルカン半島にかけての安全保障組織となった。国際規範によってその外縁を安定化させようとする EU や欧州審議会、OSCE の機能は、1990 年代末からの深刻なセットバックによって既に危機に陥っていた。2014 年のクリミア併合は、欧州規範の地理的限界を明確にした。

これによって現出した冷戦 ver.2.0 は、20 世紀の冷戦と以下の点で異なる。20 世紀の冷戦は、イデオロギー対立、軍事同盟間の対立、世界覇権をめぐる競争の３面からなっていたが、21 世紀の冷戦は、イデオロギー対立の影は薄く、また現時点で世界覇権をめぐる競争は、たとえ中国を含めたとしても激化していない。しかし国連人権理事会のロシアの資格停止（2022 年 4 月）の投票行動にみられたように、ユーラシア諸国は多数がロシアを支持、あるいは棄権するなど、必ずしも欧米中心の国際規範の実効性が高いとは言えない。それでも現在の冷戦を ver.2.0 として、３つの側面で 20 世紀の冷戦になぞらえることができる。第一に規範的対立の面では、ゼレンスキーやバイデンから「鉄のカーテン」「第三次世界大戦」といった二項対立的な用語が政治的に利用され、同盟の強化とウクライナ支持に利用されている点に、20 世紀の冷戦との共通点を見出せる。第二に、NATO 対 CSTO の対立は、同盟間の対立としてはまだ萌芽的であり後者はかつての WP に比べて未発展であるものの、東西両者に多国間同盟がある点が 20 世紀の冷戦と共通する。第三に、冷戦期のソ連支持国がアジア・アフリカに散在していたのと同様に、現在もロシア支持の国が世界に散在し、その多くが冷戦期と同様に内戦あるいは近隣国と対立している点が挙げられる。

本報告は、これらの３つの側面から冷戦 ver.2.0 を考察するとともに、ウクライナ戦争によって冷戦の「構造」（あるいは虚構）が強化されていく過程を俯瞰する。

部会５．ウクライナ戦争とグローバル・ガバナンス

2014 年以降のウクライナ危機と経済制裁
―EU の制裁を中心に―

山上亜紗美（京都府立大学）

経済制裁は、国家や国際機構が広く用いている政策の一つであり、対象国に対して懲罰的な役割を有するのみではなく、制裁対象の行動の変化を促すものとされている（Baldwin 1985）。地域的国際機構の一つである欧州連合（EU）は、共通通商・外交政策（CFSP）開始以降、経済制裁は対外政策の一環として、自身の目的を達成する手段として用いられてきた。そして、制裁のガイドラインが制定された 2004 年以降、積極的に独自の経済制裁が実施されるようになっていった。

EU は、2022 年のロシアによるウクライナ侵攻に対して、制裁として現在（4 月 18 日現在）①渡航制限②財政措置③貿易制限を行っている。そして、併せてベラルーシに対して①財政措置②貿易制限を行っている。

一方で、EU はロシアとベラルーシに対して、2014 年のウクライナ危機に関してはそれぞれ違った対応を取っている。具体的には、ロシア対しては①クリミア半島を国際法に則ることなく併合したことに対する制裁②ウクライナ東部地域の紛争に対する制裁が実施されており、その措置は 2022 年 1 月 13 日に延長されていた。しかし、ベラルーシに対しての制裁は、2004 年から実施されていたものの、停戦合意の場所を提供したことが評価され、2016 年に一時すべての制裁が解除されていた（なおその後の 2020 年の大統領選挙を受けて再び EU は対ベラルーシ制裁を実施している）

本稿では、ウクライナ危機に対する EU の経済制裁の意義とその限界について、他の EU の経済制裁の事例と比較検討し、明らかにする。そしてそのうえで 2022 年に発生したロシアによるウクライナ侵攻における EU の役割を経済制裁の視点から示す。

部会６．自由論題３

日本の国際保健政策と MDGs：国際規範の受容の視角から

田巻宏将（群馬県立前橋清陵高等学校）

日本はミレニアム開発目標(MDGs)を主な援助政策に一つに掲げ、特に保健分野では国際的な議論の主導を試みているが、一方で同分野への援助比率は国内・国際的に比較的小さい。政策と実施に乖離が見えるのはなぜか。この問いを国際規範の受容を分析視角にして明らかにすることが本報告の目的であり、国際規範の受容や目標によるガバナンスについて理論的な示唆も得たい。

アクターは属する組織の制度（規範、ルール・手続き）に照らして新たな国際規範を解釈（接合・剪定）し、その中に埋め込もうとする。援助スキームは、財務省の円借款、外務省の無償資金協力、JICA の技術協力・実施というようにアクターにより異なるが、日本では歴史的に保健や教育が重視された経験から、各アクターは規範としての MDGs を支持し重要課題の一つとして政策に位置づけた。

ルール・手続きの面では、スキームにより MDGs との整合性に違いがあり、アクターの実施の姿勢に差が生じた。MDGs は貧困規範を象徴し、無償・技協は保健分野の案件が以前から多く、外務省・JICA は MDGs に積極的であった。ただし、MDGs は案件形成の一視点であり、MDGs から演繹的に案件形成されず、案件の MDGs への効果測定も曖昧だった。インフラ等の従来案件が MDGs に資すると正当化され、ベスト・プラクティスとして外交の場でアピールされたり、首脳外交と結び付くと保健分野の ODA が増額されたりした。

円借款でも MDGs のソフト・ロー的性質が都合良く利用された。成長規範を実行する円借款は MDGs との整合性が低く、財務省は成長を通じた貧困削減として正当化し、円借款を MDGs と規範レベルで結び付けた。財務省は効果の測りづらいソフト分野案件に消極的で、財政支援等の国際的枠組みにも試験的に参加する程度であった。ただし、ソフト分野重視の国際的傾向は、円借款の効果・効率を高めたい財務省に影響を与えることもあった。円借款と国際組織の連携により実施が担保され、ポリオ対策の援助が実現した。

部会６．自由論題３

「債務の罠」を超えて：一帯一路と IMF コンディショナリティ

藤木剛康（和歌山大学）・河崎信樹（関西大学）

これまで中国の一帯一路構想（BRI）は、内政不干渉原則、融資や経済協力、インフラ建設を重視する開発プロジェクトを進めてきた。こうした中国的な開発構想は、ODA による途上国における社会的福祉の改善や IMF のコンディショナリティに基づく内政改革を優先する欧米諸国の構想とは一線を画しており、現地政府には歓迎される反面、杜撰な計画や緩い環境・労働基準、さらには焦げ付いた債務の担保として、建設したインフラや現地の資源の権益を回収するなどの問題も指摘されている。BRI は欧米諸国の開発援助の「良き競争相手」であるのか、あるいは途上国の人権や労働、環境などのスタンダードを劣化させ、その政治・外交・経済の支配をめざす「債務の罠」なのだろうか。

本報告の課題は、BRI の旗艦プロジェクトとされる中国・パキスタン経済回廊構想（CPEC）を事例に、BRI は欧米先進国の国際開発援助レジームの単なる競争相手というだけでなく、むしろ先進国の開発援助レジームに依存せざるをえない側面があることを指摘したい。BRI は内政不干渉を原則とするがゆえに、相手国が債務の返済に行き詰まった場合、資源やインフラの利権を確保する以外になすすべがない。他方、欧米諸国は 1980 年代における途上国の累積債務問題の発生以来、歴史的かつ集団的な対応を積み重ねていく中で、債務問題に対処する制度的な枠組みを構築してきた。CPEC においては、パキスタンの国際収支問題の解決に際し、むしろ中国が IMF の緊急融資を受け入れるようパキスタンに促している。

以上の議論を踏まえ、報告では第一に、BRI と欧米諸国の国際開発援助レジームを比較し、BRI には債務危機対策が十分に備わっていないことを確認する。第二に、BRI の代表的事例として CPEC を取り上げ、パキスタンが国際収支危機に陥った後、中国がパキスタンに IMF 融資受入を促す経緯を分析する。

部会７．　発展する EU 諸機関の役割

ECJ 判例の及ぼす欧州統合過程への作用

原田豪（神戸大学）

EU は最も制度化の進展した国際協調体制の１つとして知られている。その制度化は「法制化」概念の観点からも高度なものとされ、EU 法と呼ばれる独自の法体系を構築するまでに及ぶ。本報告では，当初の制度設計時に EU の権限に含まれていなかった社会政策の変化に欧州司法裁判所（the European Court of Justice、以下 ECJ）がどのように関与していたのか分析することを通じて、高度な法制化が欧州統合過程にどのような影響を及ぼしたのかを考察する。

従来の研究では ECJ が統合推進の原動力として機能していることが強調されてきた。すなわち、ECJ はローマ条約にて付与された先決裁定手続きを利用し、条約制定時に意図されていなかった領域にまで EU の権限を拡大したとされてきたのである。この拡大の代表例とされるのが、EU 社会政策領域における男女平等原則である。

しかしながら、男女平等原則に関する判例を見ると、原則の適用拡大に貢献しないばかりか阻害したとも見受けられる判例が存在する。

本報告では、まず法制化によって可能となった ECJ の介入形態を理論的、歴史的に確認する。次に男女平等原則の適用範囲拡大に影を投げかけた判例である Kalanke 事件の内容を分析する。最後に、判決とほぼ同時期に進行していたアムステルダム条約による条約改定交渉に Kalanke 事件がどのような影響を及ぼしたのかを確認することで、高度な法制化がもたらした ECJ の影響力の特徴と、それが EU の制度化過程、すなわち統合過程にもたらした変化について考察したい。

部会７．　発展する EU 諸機関の役割

国際官僚制におけるジェンダーメインストリーミングの結晶化
―EU 職員規則を事例として―

福田智洋（早稲田大学）

SDGs にも掲出されるように、ジェンダー間の平等は社会的正義を構成する極めて重要な価値の一つとして広く共有されつつある。EU では、特定領域における法的な権利の平等のみならず、包括的かつ実質的な平等を目指すジェンダーメインストリーミングが打ち出されて久しいが、全ての領域・側面においてジェンダー間の格差を是正してきたわけではない。本報告は、EU の官僚組織を事例として、国際官僚制においてジェンダーに関する考慮がいかに具体化され定着してきたか検討するものである。

EU におけるジェンダー間の権利の平等を巡っては、1970 年代以降の ECJ（当時）判例の蓄積に見られるように、比較的早期から実効的な法制化が進行していた。この事実は、ジェンダー間の平等の実現に向けた実効性のある対応を行ってきた先進事例として EU を評価する一つの証左として機能している。
他方で、EU 官僚制を含む一般に国際官僚制においては、能力に基づく資格任用原則と、広い地理的基盤から職員を調達する地理的（国籍）配分原則という 2 つの原則が重視される。そのような背景からか、EU の官僚制に関する諸規定においては当初、ジェンダーは考慮されるべき要素との言明にとどまった。ジェンダー間の平等に関する諸指令が施行された 1970 年代時点では EU 諸機関内部を対象としたプログラムは公式に策定されず、1980 年代にプログラムが打ち出された後も、具体的な策は時機を得て講じられなかった。当時の EU（特に欧州委員会）は、EU 域内社会におけるジェンダー間格差の是正を唱導する一方で、EU 諸機関の職員人事を巡る問題には即応できない自己矛盾を抱えていた。

その中で、2000 年代以降の欧州委員会は、EU 官僚制におけるジェンダー間の実質的平等の実現に向けて、労働時間の調整や復職支援等を強化した。リスボン条約発効後には、EU 官僚制全体への適用こそ見送られたものの、ジェンダーに関する考慮が第 3 の原則として職員規則に明記された。一連の改革からは、従前曖昧であった原則が、具体的な手法や措置のアイディアを伴って国際官僚制に受容され、ジェンダーメインストリーミングが強化される過程を看取できる。

学会 10 周年記念企画

共通論題２．経済安全保障のグローバル・ガバナンス
（14:45-16:45）（市民公開セッション）

【概要】

経済安全保障推進法が 2022 年 5 月に成立し、2023 年に施行される。半導体など戦略的に重要な物資の供給網を強化し、基盤インフラの防護に取り組む体制を整える、日本としては初めての取り組みである。新型コロナウィルスの世界的流行、ロシアによるウクライナ侵攻、深まる米中対立で国際秩序の揺らぎが見える中、日本はそれによりどんな対外戦略を展開するのか。

本セッションでは、年内にも策定される予定の「国家安全保障戦略」を前に、経済安全保障を担当する内閣官房兼国家安全保障局幹部が同推進法施行による政策目標や対外政策を報告し、著書『大戦略論－国際秩序をめぐる戦いと日本』で、国際秩序をめぐる戦いが激化する中、日本の大戦略の必要性を主張した川崎剛教授（カナダ・サイモンフレーザー大学）が経済安全保障推進法を踏まえ、日本の対外戦略を分析する。また、著書『日本の地経学戦略－アジア太平洋の新たな政治経済力学』を刊行された片田さおり教授（米国・南カリフォルニア大学）が、経済安全保障と経済相互依存の両立が課題となる地経学戦略について報告する。最後に、『ハックされる民主主義』を刊行し、サイバーセキュリティ分野で活躍する川口貴久（東京海上ディーアール）が情報通信・サイバーセキュリティ分野を中心に分析する。日本の対外戦略、地経学戦略、情報通信・サイバーセキュリティを専門とするこれら国内外の研究者が各分野について分析を示し、今後の展望を議論する。

※ オンライン（海外在住の登壇者）を併用したハイブリッド形式で行います。

報告：滝崎成樹（前内閣官房副長官補兼国家安全保障局次長・現内閣官房 TPP 等対策本部首席交渉官）
「経済安全保障と日本の対外戦略」
報告：川崎剛（カナダ・サイモンフレーザー大学教授）
「日本の大戦略における経済安全保障推進法」
報告：片田さおり（米国・南カリフォルニア大学教授）
「日本の地経学戦略と地域経済ガバナンス」
報告：川口貴久（東京海上ディーアール主席研究員）
「経済安全保障とサイバーセキュリティ」
討論：大矢根聡（同志社大学）
司会兼討論：中村登志哉（名古屋大学）

学会 10 周年記念企画
共通論題２．経済安全保障のグローバル・ガバナンス

経済安全保障と日本の対外戦略

滝崎成樹（内閣官房 TPP 等政府対策本部）

１．なぜ今経済安全保障か？

（１）世界が変化

経済と安全保障との関係については、かねてから軍事転用され得る革新的な民生技術が悪意ある他国・他者の手に渡る恐れの観点から指摘されてきた。特に近年、各国が革新的な技術の研究開発を積極的に進める中で、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大している。一方で、経済的依存関係を悪意を持って利用する動きが顕著になってきており、経済活動のみならず国民生活にも影響が及ぶ状況となっている。これまで自由な経済活動として市場原理・経済政策に委ねられてきた事象を安全保障の観点から捉え直す必要が出て来ている。

（２）我が国としての方向性

基本的な大きな方向性は、3 つ。①自立性の向上、②優位性ひいては不可欠性の確保、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化である。

２．政府の取組

（１）これまでに着手した取組

①については、基幹産業毎に、リスク対応ができているか、脆弱性はないかの点検等、②については、機微技術の流出防止の一助として留学生等の受入れ審査の強化等、③については、国際機関の邦人幹部職員数の増加等を図っている。

（２）経済安全保障推進法

法制上の手当が必要となるものとして、①サプライチェーンの強靱化、②基幹インフラの安全性・信頼性の確保、③先端的な重要技術育成のための産官

学協力のための枠組みの設立、④特許非公開制度の設立を内容とする経済安全保障推進法を成立させた。現在運用に向け準備中。

（３）民間部門との連携

経済安全保障に取り組む上で、その重要性に関する啓蒙を含め、民間企業を含む民間部門との連携は不可欠である。

３．今後の課題

２．（２）の課題は、経済安全保障への取組の第一歩。今後とも、不断に検討し、新たな課題に取り組んでいく必要がある。まずは、年末に向け現在策定中の「国家安全保障戦略」の中で、経済安全保障を明確に位置づけることが重要である。

学会 10 周年記念企画
共通論題２．経済安全保障のグローバル・ガバナンス

日本の大戦略における経済安全保障推進法

川﨑剛（サイモン・フレイザー大学）

経済安全保障推進法（以下、推進法）は大きな注目を浴びている。第二次冷戦とさえ呼ばれる熾烈な権力政治的闘争が西側陣営と中露陣営との間で戦われているなか、西側陣営の一員であり、自陣営の勝利をめざす日本の大戦略において推進法はどのように位置づけできるのか。この問いに対して、本稿は次の三点からなる答えを提出する。（１）現在進行中の陣営間闘争という文脈では、推進法は守備的なものであって、攻撃的なものではない。（２）推進法そのものは日本の経済安全保障政策体系の一部を占めるものであり、政策体系全体をつかさどるものではない。（３）推進法を実施する際には多重で複合的な政策調整を日本政府は実施せねばならず、政策調整が推進法成否のカギを握っている。

概要

１　はじめに：「問題と解決（答え）」枠組み（要旨を参照）；「論点 A＋論点 B　＝論点 C（答え）」

２（論点 A）経済安全保障推進法の概要：四つの施策はおおまかにいって日本のハードパワーを強化するもの。政策目標別に分類すれば、次の二組にわけることができる。

- 対外的脆弱性の低減をめざすもの――戦略物資確保、インフラ防衛体制、特許情報制限
- 国力増進をめざすもの――技術開発支援

３（論点 B）国際秩序戦における大戦略：自由主義的国際秩序をめぐる西側陣営対中露陣営との政治的闘いにおいて、西側陣営の勝利に貢献できるよう統括的

な作戦が日本の大戦略（外交・経済・文化・移民等、多岐にわたる政策手段を行使する総力戦態勢で国家指導者が指揮をとる）。

国内外における多重で複合的な政策調整が成功のカギ（国内：政府内ならびに政府―民間関係；国外：陣営内における「国益の調整」；これらを同時に実施、それも陣営間闘争の文脈で）

→ 陣営間闘争：自陣営内の結束＋対抗陣営に対する「クサビ打ち」という「団体戦ゲーム」

→ この政治ゲームにおいて、西側陣営（自由民主主義・開放経済）は中露陣営（専制主義）に対して構造的な弱点あり（「構造的な非対称性」ともいえるもの）：

a）国内における民間部門の経済的自由（政府による統制が困難）＋資本主義陣営内部での「経済的相互依存を運営していく際に生じる国内コストのなすりあい」＝　内紛の可能性 多い（対照的に、中露陣営では低い）

b）西側経済と中国経済との結びつき：西側企業、事実上の「中国政府のロビイスト」化

中国企業は中国政府に対する「西側政府のロビイスト」にはなれない）

４　大戦略における推進法の位置（論点Ｃ：答え or 結論）

・推進法は守備的なもので攻撃的なものではない（対抗陣営にクサビ打ちしない、制裁もしない）

・推進法は日本の経済案保障政策体系の一部のみをカバー

・政策調整が推進法の成功のカギ（最近の動向：IPEF、日米経済版２＋２ともに始まったばかりで、これからの陣営内調整の動きに注目していくべき）

学会 10 周年記念企画
共通論題２．経済安全保障のグローバル・ガバナンス

日本の地経学戦略と地域経済ガバナンス

片田さおり（南カリフォリニア大学国際関係学教授）

2020 年代、インド太平洋の地域経済ガバナンスは大きな岐路に立っている。21 世紀初頭より、中国の台頭、アジア諸国の経済発展を遂げてきた。そのような発展に則った、グローバル・バリュー・チェーンは深化し、日本企業は海外展開を活発に行った。また、それに伴って日本政府は自由貿易協定や通貨スワップ協定のように企業の地域経済活動を下支えする制度をアジア地域に広げてきた。特に 2008 年の世界金融危機以降、米国経済と政府の提唱する新自由主義的経済政策に陰りが見えると、米国とアジアの間を取り持ち、中国をけん制する立場にある日本にとって、当地域における経済ルール構築・維持の役割が重要性を増すようになった。通商においては、2015 年に TPP（環太平洋連携協定）が合意された後、米国が 2017 年になって脱退したにも関わらず、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）を日本が中心になり成立させた。投資や援助分野で言えば、2015 年に発表された PQI（質の高いインフラ投資のためのパートナーシップ）をもとに、2019 年の大阪 G20 サミットでは、日本政府の提唱する質の高いインフラ投資に関する G20 原則が採択された。そのほかにも、質の高いルールをサプライチェーンの強靭化につなげるといった、「ルールに基づく国際秩序を構築し、自由貿易や航行の自由、法の支配といった、地域の安定と繁栄を実現する上で欠くことのできない原理・原則を定着させていくこと」 を目的として掲げた「自由で開かれたインド太平洋（FOIP)」を打ち出していった。

ところが、2020 年代に入り、コロナ禍におけるサプライチェーンの混乱が起こると同時に、それ以前から心配されていた、米中両国による経済相互依存の武器化やディカプリングに向けた動きが進行した。日本政府も一方では経済安全保障を立法化し、産業の国内回帰や多様化を奨励せざるを得なくなる。また、それと並行して、これまでに培った地域経済ガバナンスにおけるルールをいかに発展させ、施行させるのかという挑戦に直面することになる。本報告では、この二年、インド太平洋を舞台に展開しているルール及び地域組織を使った日本の地経学戦略に焦点をあて、特に米中の対立の中、同地域でのこうした戦略を使い、どのように経済安定を図るかを中心に考察する。

学会 10 周年記念企画
共通論題２．経済安全保障のグローバル・ガバナンス

日本の経済安全保障政策とサイバーセキュリティ
背景としての米中対立と２つのサイバーセキュリティ問題

川口貴久（東京海上ディーアール）

日本のサイバーセキュリティ政策は経済安全保障の文脈で強化されている。2022 年 5 月に成立した経済安全保障推進法は「安全保障の確保に関する経済施策」として 4 つの制度を新設し、サイバーセキュリティの観点では「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」が最も重要だ。これは 14 の基幹インフラ事業の一定の事業者が重要な設備、ソフトウェア、クラウドサービス、委託事業者等を調達・選定する際、政府がこれらに「特定妨害行為」等のリスクがないかを事前点検するものだ。また経済安全保障推進法以外では、警察庁や公安調査庁は体制を強化し、民間企業に技術流出防止のためサイバーセキュリティ強化を促す。

こうした日本の経済安全保障政策の議論を加速させたのは激化する米中対立であり、サイバーセキュリティ分野でも同様の点が指摘できる。サイバーセキュリティをめぐる米中対立は特に 2010 年代以降、顕在化し、米国の観点からは①商業的優位の獲得を目的した中国政府による民間企業に対するサイバー攻撃、②中国政府による中国企業を介したサイバー攻撃に関わる問題である。より具体的には、①中国政府が支援・関与するとみられる「高度で持続的脅威（ＡＰＴ）」によるサイバースパイ活動であり、②中国政府の指示に従う恐れのある通信機器メーカー等が政府調達や通信インフラに埋め込まれるリスクである。日本でも同様の懸念が広がる中、２つのサイバーセキュリティ問題に対応する形でサイバースパイ活動への対策や幹インフラのセキュリティ強化が整備されてきた。